

令和8年6月16日  
市長決裁（保健福祉部長専決）

## 千歳市あいサポート運動推進事業実施要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、障害の特性、障害のある者に対する必要な配慮等の理解を促進するとともに、障害の有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し合い、安心して共に生きることができる地域社会の実現を目指すため、あいサポート運動の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) あいサポート運動 市民が多様な障害の特性の理解に努め、障害のある者に温かく接するとともに、障害のある者が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより共生社会を目指す運動
- (2) あいサポーター 市内であいサポート運動を実践するため、市長からあいサポートバッジ等の交付を受けた者
- (3) あいサポートバッジ等 あいサポート運動を象徴するあいサポートバッジ（第1号様式）及び障害の特性、障害のある者への必要な配慮等をまとめたハンドブック（以下「ハンドブック」という。）をいう。
- (4) あいサポーター研修 障害の特性、障害のある者への必要な配慮等の理解を促進するため、市民又は市内で活動する者に対して、市職員又はあいサポートメッセージャーが行う研修をいう。
- (5) あいサポートメッセージャー 市内であいサポーター研修を企画し、及び実施する者として市長が登録したものをいう。
- (6) あいサポートメッセージャー読本 あいサポートメッセージャーがあいサポーター研修を企画し、及び実施するための要領をいう。
- (7) あいサポート企業・団体 市内の企業又は規約及び代表者を定めた団体（以下「企業・団体」という。）であって、あいサポート運動に取り組むものとして市長が認定したものをいう。
- (8) あいサポート企業・団体ステッカー あいサポート企業・団体が事務所、店舗、社用車等に掲示するためのステッカー（以下「ステッカー」という。）をいう。

### （あいサポートバッジ等の交付）

第3条 市長は、あいサポーター研修を受けた者に対し、あいサポートバッジ等を交付するものとする。

(あいサポーターの役割)

第4条 あいサポーターは、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) ハンドブックを使用し、障害の特性、障害のある者への必要な配慮等を理解すること。
- (2) 障害のある者が困っているときに、「ちょっとした手助け」を行うこと。
- (3) あいサポートバッジを着用し、障害のある者が気軽に手助けを求められるように配慮すること。
- (4) あいサポート運動を周知すること。

(あいサポーター研修の実施方法)

第5条 あいサポーター研修の実施方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 千歳学出前講座
- (2) 障がい者支援課の主催
- (3) あいサポートメッセンジャーの企画

2 市長は、前項第1号又は第2号によるあいサポーター研修を実施するときは、あいサポートメッセンジャーに対し、あいサポーター研修の実施を依頼することができる。

(あいサポートメッセンジャーの企画による研修の実施)

第6条 あいサポートメッセンジャーは、前条第1項第3号によるあいサポーター研修を実施するときは、事前にあいサポーター研修実施届出書(第2号様式)により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の届出が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、当該届出を受理しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (3) あいサポート運動の趣旨に反しているとき。

(あいサポーター研修の内容)

第7条 あいサポーター研修の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、必要に応じ、その一部を変更することができるものとする。

- (1) あいサポート運動に関する説明
- (2) 障害の特性、障害のある者への必要な配慮等の理解を促進するための映像等の視聴
- (3) 簡単な手話講座又は障害当事者若しくは関係者の講話

(あいサポーター研修の実施報告)

第8条 あいサポートメッセンジャーは、第5条第1項第3号によるあいサポーター研修を実施したときは、当該研修を実施した日から15日以内にあいサポーター研修実施報告書(第3号様式)により市長に報告するものとする。

(あいサポートメッセンジャーの養成)

第9条 市長は、あいサポートメッセージャーを養成するため、市民又は市内で活動する者に対し、あいサポートメッセージャー養成研修を行うことができる。

2 あいサポートメッセージャー養成研修を受ける者は、あいサポートメッセージャーとして登録し、活動することに同意し、あいサポートメッセージャー養成研修受講申込書兼あいサポートメッセージャー登録票（第4号様式）を市長に提出するものとする。

（あいサポートメッセージャー養成研修の内容）

第10条 あいサポートメッセージャー養成研修の内容は、次に掲げるとおりとする。ただし、必要に応じ、その一部を変更することができるものとする。

- (1) あいサポート運動に関する説明
- (2) 障害の特性、障害のある者への必要な配慮等の理解を促進するための映像等の視聴
- (3) ハンドブックの学習
- (4) あいサポートメッセージャー読本の説明
- (5) 手話の学習又はその他障害理解に関する内容

（あいサポートメッセージャーの登録）

第11条 市長は、あいサポートメッセージャー養成研修の修了者に対し、修了証（第5号様式）を交付するとともに、あいサポートメッセージャーとして登録するものとする。

（あいサポート企業・団体の要件）

第12条 あいサポート企業・団体は、その従業員又は構成員（以下「従業員等」という。）を対象としたあいサポーター研修に取り組むとともに、原則として次の各号に掲げる取組のいずれかに努める企業・団体とする。

- (1) 従業員等へのあいサポートバッジの着用の推奨
- (2) 従業員等へのハンドブックの配布及びその内容の周知
- (3) 事務所、店舗、社用車等へのステッカーの掲示
- (4) 企業・団体が外部に対して作成する広報物、ホームページ等におけるあいサポート運動に関する当該企業・団体の取組の掲載
- (5) 従業員等に対する広報物を活用した障害者への取組に係る事例の紹介
- (6) 障害者就労施設からの物品・役務の調達
- (7) 前各号に掲げるもののほか、あいサポート運動の理念の普及促進を図るための企業・団体における独自の取組の実施

2 前項の企業・団体は、次のいずれかを一の単位とする。

- (1) 当該企業・団体の全部又は一部の事業所をまとめたもの
- (2) 当該企業・団体の各事業所

（あいサポート企業・団体の認定）

第13条 あいサポート企業・団体の認定を受けようとする企業・団体は、前条第2項に規定する単位ごとに、あいサポート企業・団体認定申請書（第6号様式）により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、あいサポート企業・団体の認定を行わないものとする。

(1) 前条第1項に規定する要件を満たさないとき。

(2) 申請する企業・団体が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団であるとき。

(3) 申請する企業・団体の活動が法令等に違反するもの、公序良俗に反するものその他社会的な信頼性を損なうおそれのあるものであるとき。

3 市長は、あいサポート企業・団体の認定を行ったときは、あいサポート企業・団体認定証（第7号様式。以下「認定証」という。）及びステッカーを当該あいサポート企業・団体に交付するとともに、その旨をホームページにより公表するものとする。

（あいサポート企業・団体の変更の届出）

第14条 あいサポート企業・団体は、当該認定に係る申請事項に変更が生じたときは、あいサポート企業・団体認定事項変更届出書（第8号様式）により市長に届け出なければならない。

（あいサポート企業・団体の取組状況の報告）

第15条 あいサポート企業・団体は、当該企業・団体のあいサポート運動に係る取組状況について、市長に報告するよう努めるものとする。

（認定の取消し）

第16条 市長は、あいサポート企業・団体が第13条第2項各号に該当すると認めるときは、あいサポート企業・団体の認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により認定の取消しをしようとするときは、あらかじめ理由を付して当該あいサポート企業・団体に対し、あいサポート企業・団体認定取消通知書（第9号様式）により通知するものとする。

3 第1項の規定によりあいサポート企業・団体の認定を取り消された企業・団体は、認定証及びステッカーを返納しなければならない。

（庶務）

第17条 あいサポート運動の推進に係る庶務は、障がい者支援課において処理する。

（連携）

第18条 市は、他の地方公共団体又は関係団体と連携し、あいサポート運動を実施することができる。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、あいサポート運動の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。